

甲府市子ども屋内運動遊び場 指定管理者募集要項

令和7年8月

甲府市

目次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の範囲	2
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務（指定管理業務）	4
5	自主事業	4
6	指定期間	5
7	指定管理料等	5
8	組織及び人員配置等	7
9	指定管理業務の再委託等の制限	7
10	モニタリング	7
11	事業の継続が困難になった場合の措置	7
12	引継ぎ	7
13	想定するリスクと責任分担	7
14	申請資格要件等	7
15	申請期間等	8
16	募集要項の配布等	9
17	質問の受付・回答	9
18	申請書類A（一次審査書類）	10
19	申請書類B（二次審査書類）	11
20	審査	12
21	失格	14
22	指定管理者の指定	14
23	辞退	14
24	協定の締結	14
25	その他	15
26	連絡先	16
	資料1 指定管理者が行う管理の範囲	
	資料2 甲府市子ども屋内運動遊び場パース図	

甲府市子ども屋内運動遊び場指定管理者募集要項

甲府市は、甲府市子ども屋内運動遊び場（以下「屋内遊び場」という。）のより効率的で効果的な管理運営を進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）に基づき、屋内遊び場の指定管理者を募集する。

1 施設の概要

(1) 施設名称

甲府市子ども屋内運動遊び場

(2) 愛称

おしろらんど

(3) 目的

屋内遊び場は、遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与することを目的とし、加えて、屋内遊び場の設置により甲府市中心市街地の賑わいづくりをねらうものである。

(4) 設置日

令和3年4月24日

(5) 所在地

山梨県甲府市丸の内一丁目10番7号

(6) 建物

東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「東京電力PG」という。）1階の一部
※甲府市は、遊戯施設、子ども・子育て支援事業の用に供することを目的に、東京電力PG 1階の一部について、定期建物賃貸借契約を締結している。なお、定期建物賃貸借契約の賃貸借期間は2021年4月1日から2031年3月31日までの10年間である。

(7) 施設面積

594㎡	※内訳：遊戯室等	513㎡
	風除室	11㎡
	トイレ（男性、女性、多目的）	26㎡
	スタッフルーム	44㎡

(8) 遊戯室等詳細

ア アクティブエリア

体を思いきり動かして、走る・跳ぶ・登る・回るなどの様々な動きを経験できるエリア。

イ ロールプレイエリア

社会的なコミュニケーションを促しながら、社会性や想像力を育む遊びができるエリア。

ウ ベビーエリア

乳幼児が安全に安心して遊ぶことができるエリア。

エ エントランスエリア

券売機やカウンターを配置し、入退館者の管理を行うエリア。

(9) 利用状況（令和6年度）

開館日数	310日
休館日数	55日
利用者数（総計）	58,204人

(10) 駐車場等

屋内運動遊び場の利用者専用駐車場は常設していない。なお、駐輪場は甲府市役所本庁舎とする。

【参考】

令和7年度は、指定管理者との協議の上、以下の駐車場を使用可能とした。令和8年度以降も指定管理者との協議により設定する。

ア 富士川悠遊館（平日のみ） 20台分

イ 甲府市役所駐車場（土日祝日のみ） 2時間無料

(11) その他

ア 甲府市の自主財源を確保するため、ネーミングライツパートナーとして「一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブ」と提携し、屋内遊び場の愛称は「ヴァンフォーレおしろらんど」となっている。（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

イ 「一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブ」との契約満了後、新たなネーミングライツ契約を締結する可能性があることに留意すること。

ウ ネーミングライツの導入において必要な事項は、甲府市と指定管理者で協議をして定める。

※ネーミングライツ

施設命名権。施設等の名称に企業名・商品名などを冠した愛称を付与する権利をいう。

2 指定管理者が行う管理の範囲

指定管理者が行う管理の範囲は、原則、資料1の赤線に示す範囲（東京電力PG1階の一部）とする。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日等

屋内遊び場の休館日等は、甲府市子ども屋内運動遊び場条例（令和2年9月条例第39号）（以下「屋内遊び場条例」という。）第4条の規定により、次のとおりとする。

ア 休館日

①火曜日

火曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、以後において最も近い休日でない日を休館日とする。

②12月29日から翌年1月1日まで

イ 開館時間

午前9時30分から午後6時まで

ウ 利用時間

区分	利用時間
第1クール	午前10時から午前11時30分まで
第2クール	午後0時から午後1時30分まで
第3クール	午後2時から午後3時30分まで
第4クール	午後4時から午後5時30分まで

※各クールは、利用者の完全入替を行うこと。

※利用時間内の途中入館及び途中退館は可能とする。

(2) 利用時間等の変更

ア 指定管理者は、市長の承認を得て、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間及び利用時間を変更することができるものとする。

イ 建物点検・清掃・消毒等の実施に伴い、屋内遊び場の臨時休館や利用時間の変更を甲府市が指示した場合、指定管理者は甲府市の指示に誠実に対応すること。

(3) 利用することができる者

屋内遊び場を利用することができる者は、小学生以下の者とその保護者又は当該児童の付添人、その他市長が特に利用を認めた者とする。

なお、子どもの利用にあたっては、当該児童の保護者又は付添人が同伴しなければならない。

(4) 最大利用人数

1クール90分あたり最大150人

(5) 利用料金

屋内遊び場の利用料金は、屋内遊び場条例第9条別表第2に定める範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

区分		個人利用	団体利用
子ども	1歳未満	無料	無料
	1歳以上	1クールにつき 300円	1クールにつき 200円
保護者		1日につき 200円	1クールにつき 100円

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者は、業務を行うにあたり、関係法令等を遵守すること。

(7) 守秘義務

指定管理者は、業務を通じて知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定管理者の指定が取消された後においても同様とする。

(8) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(9) 情報公開への対応

指定管理者は、屋内遊び場の管理運営にあたり作成又は取得した文書等の公開について、別途情報公開に関する規定を定めるなど適正な情報公開に努めること。

(10) 東電P Gが定める館内規則の遵守

指定管理者は、東京電力P Gが定める館内規則を遵守し、屋内遊び場の管理を行わなければならない。

(11) 指定管理者が加入する保険

甲府市では屋内遊び場内での事故等に備え、表1のとおり「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しており、指定管理者は、「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされる。ただし、指定管理者が独自に行う自主事業や盗難、権利侵害等については、「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象外となり、保険の範囲が限られることから、指定管理者は、適切な保険に新たに加入するなど、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えること。

表1 甲府市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」の保険内容

契約類型		保険金額（支払限度額）	
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	2億円
		1事故につき	20億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏洩による損害賠償	保険期間中	2億円
	個人情報漏洩による対応費用	1事故につき	1,000万円 年間3,000万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき	なし	

4 指定管理者が行う業務（指定管理業務）

- (1) 屋内遊び場条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可等に関する業務
- (3) 利用料金の収受等に関する業務
- (4) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (5) 危機管理業務
- (6) その他屋内遊び場の管理運営に必要な業務

※各業務内容と履行方法の詳細は別紙仕様書による。

5 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と負担により自主事業を行うことができるものとする。なお、自主事業を実施する場合は、甲府市に自主事業計画書を提出し、あらかじめ甲府市の承認を得るものとする。

※自主事業に関する詳細は別紙仕様書による。

6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

なお、この期間は、甲府市議会の議決を経て正式なものとなる。

7 指定管理料等

(1) 指定管理業務及び自主事業に係る経費

ア 指定管理業務に係る経費は、甲府市が支払う指定管理料と利用料金収入で賄うこと。

イ 自主事業に係る経費は、指定管理料を充てることができないものとし、指定管理者自らが負担すること。なお、自主事業の実施に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

(2) 指定管理料の上限額

甲府市が指定管理者に支払う指定管理料の上限額は次に示す額とする。

5年間：148,740千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）令和8年度 29,748千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 29,748千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 29,748千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 29,748千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和12年度 29,748千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 指定管理料の算出方法

指定管理料提案額の算出及び収支計画書の作成にあたっては、次の算出式に則るとともに、消費税及び地方消費税の税率は「10%」とすること。

【指定管理料の算出式】

指定管理料

= 支出（指定管理業務に係る経費（自主事業に係る経費を除く））－収入（利用料金収入見込）

(4) 指定管理料の対象経費

指定管理料の対象経費は、指定管理者が行う指定管理業務に係る次の経費とする。

- ア 人件費 : スタッフ給料・手当、社会保険料、報償費等
- イ 物品費 : 事務用品、コピー用紙、トナー、券売機ロール紙、せっけん、
トイレトペーパー、ペーパータオル、アルコール消毒液、救急用品
その他指定管理業務に必要な消耗品や備品の購入に要する経費
- ウ 光熱水費 : 屋内遊び場に係る電気料、上下水道料
- エ 修繕費 : 見積金額20万円以下の修繕に要する経費
- オ 通信費 : 電話、Wi-Fi、郵便等の通信に要する経費
- カ 清掃費 : 清掃業務の実施に要する経費
- キ 研修費 : プレイリーダー研修などのスタッフ研修の実施に要する経費
- ク 保守点検費 : 遊具点検等の保守点検に要する経費
- ケ 広報費 : 屋内遊び場の広報に要する経費
- コ 印刷製本費 : リーフレットやチラシ等の印刷に要する経費
- サ 一般管理費 : 屋内遊び場の指定管理業務に必要なその他の経費
- シ 租税公課 : 消費税及び地方消費税

(5) 主な指定管理料の対象外経費

ア 建物賃借料

甲府市が令和3年4月1日から令和13年3月31日まで定期建物賃借契約を締結していることから、甲府市において経費を負担する。

イ 機械警備に関する経費

甲府市が令和3年4月1日から令和11年3月31日までの機械警備に関する契約を締結していることから、甲府市が経費を負担する。なお、契約期間満了後も引き続き甲府市において契約し、経費を負担する。

ウ 自動体外式除細動器（AED）に関する経費

甲府市が令和8年4月1日から令和13年3月31日までの自動体外式除細動器（AED）に関する契約を締結することから、甲府市において経費を負担する。

(6) 利用料金

屋内遊び場条例第9条別表第2に定める額の範囲内において市長の承認を受けて指定管理者が定めた利用料金は、指定管理者の収入とする。

(7) 指定管理料の支払方法

指定管理料の具体的な額及び支払方法は、協議の上、別途「年度協定書」において定めるものとする。

(8) 指定管理料の見直し

収支報告において大幅な余剰金が生じた場合や利用料金の額の改定を行った場合は、年度協定で定める指定管理料について、甲府市は指定管理者と見直し協議を行うことができるものとする。

(9) 管理口座・会計処理

ア 指定管理業務に係る指定管理者の収支は、法人等自身の口座とは別の口座で適正に管理すること。

イ 指定管理業務に係る収支、自主事業に係る収支、それ以外の業務に係る収支をそれぞれ区分し、適正な会計処理を行うこと。

(10) 指定管理料に関する留意事項

ア 指定管理者が甲府市の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施する中で、経費の節減等、指定管理者の経営努力により生じた余剰金については、指定管理料との相殺を行わない。

イ 指定管理者の管理運営に起因する不足額が生じた場合、費用の補填は行わない。

ウ 消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合、相当額を加減して支払う。

エ 指定の取消し又は業務の全部若しくは一部が履行されていない場合など、甲府市が指定管理料の返還が必要と判断したときは、指定管理者に指定管理料の返還を申し入れ、協議を行う。

(11) その他

ア 自動販売機の収入

(ア) 指定管理者が自動販売機を設置する場合、甲府市の承認を事前に得るものとし、自動販売機の設定によって得られる収入は、指定管理者の収入とする。

8 組織及び人員配置等

指定管理者は、適切な業務執行体制を確保するとともに、適切な勤務形態を定め、子どもの遊びの重要性を理解し、遊びを通じて子どもの多様な動きを引き出すなど、子どもの遊びを広め、深めるサポートを行うスタッフ（プレイリーダー）を適正に配置すること。なお、組織及び人員配置等に関する詳細は、別紙仕様書を参照すること。

9 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者は、指定管理業務の全部又は大部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲府市の承認を得たときは、この限りでない。

10 モニタリング

甲府市は、指定管理者の指定管理業務の遂行状況や実績等を確認するため、提出された事業計画書、事業報告書（月次、年次を含む。）、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容等をもとに、業務実施状況のモニタリングを行い、指定管理者が提供する業務水準の確認を行う。なお、指定管理者は当該事業に協力し、適切な事業評価の査定に協力すること。なお、モニタリングに関する詳細は、別紙仕様書を参照すること。

11 事業の継続が困難になった場合の措置

指定管理者による事業の継続が困難になった場合の措置に関する詳細は、別紙仕様書を参照すること。

12 引継ぎ

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取消されたときは、指定管理者は遅滞なく円滑な引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎに関する詳細は、別紙仕様書を参照すること。

13 想定するリスクと責任分担

甲府市が想定するリスク及び甲府市と指定管理者の責任分担は、別紙仕様書を参照することとし、申請者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

14 申請資格要件等

(1) 申請できる者

申請を行うことができる者は、法人その他の団体、若しくは共同企業体とする。なお、団体の場合、法人格は必ずしも必要としない。

(2) 申請資格要件

法人その他の団体、若しくは共同企業体の構成員全員が次の資格要件をすべて満たすこと。

ア 山梨県内に本店、支店又は営業所等を置いている、又は置こうとする者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過していること。
 - エ 役員等が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）に定める暴力団員等でないこと。
 - オ 甲府市から指名停止措置を受けていないこと。
 - カ 市税の滞納がないこと。
（所轄市区町村で交付する法人住民税、固定資産税の未納がない証明書を提出）
（納税義務がない場合、非課税証明書（非課税証明書が発行されない場合で、法令等により非課税であることが確認できない団体については、納税義務がないことの申出書）を提出）
 - キ 子どもに関わる取組の実績を有すること。
- (3) 共同企業体を構成して申請する場合の留意事項
- ア 指定管理業務の責任の明確化を図るため、共同企業体の構成員数は3者以内とする。
 - イ 共同企業体を構成する団体のうちから代表団体を定めること。
 - ウ 代表団体の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。
 - エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。
 - オ 共同企業体の成立日は、原則として申請書類の提出日とする。
 - カ 甲府市が契約を締結した共同企業体は、指定期間満了後又は指定が取消された後、1年を経過した日までは解散することができないものとする。
 - キ 共同企業体の名称は、構成員の名称（商号）から株式会社・有限会社等の部分を削除してつけること。（例：○○・△△・□□ 共同企業体）

15 申請期間等

令和7年 8月8日(金)	告示・公募開始
8月8日(金)～ 9月1日(月)	募集要項及び申請様式の配布期間
8月8日(金)～ 8月20日(水)	第1回質問の受付期間
8月26日(火) 午後	現地見学
8月28日(木)	第1回質問への回答期限
9月1日(月)	申請書類A（一次審査書類）の提出期限
9月5日(金) 予定	一次審査結果の通知
9月5日(金)～ 9月11日(木)	第2回質問の受付期間
9月18日(木)	第2回質問への回答期限
10月1日(水)	申請書類B（二次審査書類）の提出期限
10月15日(水)	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
10月下旬 予定	指定管理者候補者の決定（結果通知・公表）
12月 予定	甲府市議会へ指定管理者指定の議案提出
3月 予定	協定の締結

16 募集要項の配布等

(1) 募集要項及び申請様式の配布

ア 配布場所

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

※ 甲府市ホームページからもダウンロードできる。

イ 配布期間

令和7年8月8日(金)から令和7年9月1日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日は除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 現地見学

ア 現地見学日時

令和7年8月26日(火) 午後1時～午後5時

イ 申込方法

現地見学を希望する場合は、現地見学申込書(様式A)を記載の上、8月21日(木)正午までに電子メールにより送付し、到達状況を必ず電話で確認すること。

ウ 申込先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

TEL 055-231-5538

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp

エ 留意事項

- ・ 現地見学日は、令和7年8月26日(火)に限る。
- ・ 現地見学時間は、20分以内1回限りとする。
- ・ 現地見学の順番は申込順とし、見学時刻は別途連絡する。
- ・ 現地見学への出席人数は、1団体2名以内とする。
- ・ 現地見学は案内のみとし、質疑には応じない。

17 質問の受付・回答

(1) 質問方法

質問書(様式B)の提出による。

(2) 第1回質問受付期間

令和7年8月8日(金)～8月20日(水)午後5時

(3) 第1回質問に対する回答

令和7年8月28日(木)午後5時までに

(4) 第2回質問受付期間

令和7年9月5日(金)～9月11日(木)午後5時

(5) 第2回質問に対する回答

令和7年9月18日(木)午後5時までに

- (6) 提出方法
質問書を電子メールにより送付し、到達状況を必ず電話で確認すること。
- (7) 提出先
甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課
TEL 055-231-5538
E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp
- (8) 質問に対する回答方法
質問に対する回答方法は、質問受付期間後に回答一覧を甲府市ホームページに掲載する。
- (9) 留意事項
ア 本要項及び仕様書の内容に関係のない質問には回答しない。
イ 電子メール以外の提出方法（電話、郵送、口頭、持参等）による質問は無効とし、回答しない。
ウ 電子メールの発信時刻が質問受付期間最終日の午後5時までのものを有効とする。

18 申請書類A（一次審査書類）

- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (ア) 指定管理者指定申請書（様式1-1） | ※共同企業体の場合 |
| (イ) 共同企業体構成員届（様式1-2） | ※共同企業体の場合 |
| (ウ) 各団体の役割、責任分担等に関する事項（様式1-3） | ※共同企業体の場合 |
| (エ) 委任状（様式1-4） | ※共同企業体の場合 |
- イ 団体等概要書（様式2）
- ※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
- ウ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）
- ※発行から3か月以内のものを正本に添付すること。副本にはコピーの添付可とする。
※法人格を有さない団体については、会則又は規約等の書類を添付すること。
- エ 納税証明書
- ※所轄市区町村で交付する法人住民税、固定資産税の未納がない証明書を提出。
※納税義務がない場合、非課税証明書（非課税証明書が発行されない場合で、法令等により非課税であることが確認できない団体については、納税義務がないことの申出書）を提出。
※発行から3か月以内のものを正本に添付すること。副本にはコピーの添付可とする。
- オ 誓約書（様式3-1及び様式3-2）
- ※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。
- カ 役員等名簿（様式4）
- ※当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の影響力がある者を含むこと。
※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。

キ 子どもに関わる取組実績書（様式5）

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。

(2) 提出部数

正本1部及び副本8部

※インデックスを付けて順番に綴り、A4ファイルに綴じたものを9部（正本1部、副本8部）提出すること。なお、副本はコピー可とする。

(3) 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出場所

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに甲府市に到達したものを有効とし、電話にて申請書類の到達状況を確認すること。なお、郵送事故等については、申請者のリスク負担とする。

(6) 一次審査結果の通知

一次審査結果は、令和7年9月5日（金）（予定）までに申請者に通知する。

(7) 留意点

ア 提出期限までに申請書類Aを提出しなかった者は、申請書類Bを提出することができない。

イ 提出期限又は提出方法が守られなかった申請は無効とする。

19 申請書類B（二次審査書類）

(1) 申請書類

ア 事業計画書（様式6）

※事業計画書に記載する内容の詳細については、別紙2「甲府市子ども屋内運動遊び場指定管理者の候補者選定に係る選定基準及び配点一覧」を参照すること。

イ 自主事業計画書（様式7）

※自主事業計画書に記載する内容の詳細については、別紙2「甲府市子ども屋内運動遊び場指定管理者の候補者選定に係る選定基準及び配点一覧」を参照すること。

ウ 収支計画書（様式8）

※消費税及び地方消費税を10%として計上すること。

エ 指定管理料提案書（様式9）

※消費税及び地方消費税を10%として計上すること。

オ 付属書類

申請日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体はこれらに類する書類）なお、申請日の属する事業年度に設立した団体は、その設立時における財産目録（法人以外の団体はこれに類する書類）

(2) 提出部数

ア 正本1部、副本8部

※インデックスを付けて順番に綴り、A4ファイルに綴じたものを9部（正本1部、副本8部）提出すること。なお、副本はコピー可とする。

イ 電子記録媒体1部

※ワード又はエクセル形式及びPDF形式でDVD-R又はCD-Rの電子記録媒体に保存

(3) 提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出場所

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに甲府市に到達したものを有効とし、電話にて申請書類の到達状況を確認すること。なお、郵送事故等については、申請者のリスク負担とする。

(6) 留意点

ア 計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「仕様書」等に記載されていることを遵守するとともに、法令等に定められていることについては、これを遵守すること。

イ 収支計画書は、指定期間にわたる収支予測を年度別に作成すること。

ウ 事業計画書及び自主事業計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とする。

エ 事業計画書及び自主事業計画書はA4判で作成し、ページ数を中央下に表記するとともに、目次を付けること。

オ 記載欄が不足する場合は、適宜改行等を行い記載すること。

カ 提出期限又は提出方法が守られなかった申請は無効とする。

20 審査

(1) 審査

ア 一次審査

子ども応援課において、提出された申請書類Aをもとに、資格要件への適合等について審査を行う。

イ 二次審査

一次審査を通過した者を対象に、申請書類Bをもとに、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置要綱（平成17年7月企第4号）の規定に基づき設置する「選定委員会」において審査を行う。

(2) 審査の留意事項

ア 審査は非公開とする。

イ 申請者が1者の場合であっても審査を実施し、その提出書類の内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その申請者を指定管理者の候補者として選定する。

(3) 二次審査の選定基準及び配点

ア 二次審査における選定方法については、別紙1「甲府市子ども屋内運動遊び場指定管理者の候補者選定方法等」を参照すること。

イ 二次審査における選定基準及び配点は、別紙2「指定管理者の候補者選定に係る選定基準及び配点一覧」を参照すること。

(4) 二次審査の日時等

ア 日時・会場

- ・令和7年10月15日（水）予定
- ・山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階会議室
- ・開始時間等の詳細は、別途連絡する。

※予備日：令和7年10月16日（木）午後

（甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎）

イ 二次審査への出席者

1 申請者につき3名以内とする。

ウ 二次審査の順番

二次審査の順番は、申請書類Bの受付順とする。

エ 実施方法

(ア) プレゼンテーション（25分以内）

- ・プレゼンテーションは提出した事業計画書を用いて、その内容に基づき行うこと。なお、追加資料の配付は認めない。
- ・プレゼンテーションは、団体等概要書（様式2）に記載した本申請に関する責任者（共同企業体の場合は、代表団体における本申請に関する責任者）が行うこととする。なお、責任者が発熱等体調不良の場合など、甲府市がやむを得ない事由があると認める場合に限り、本申請に関する責任者が委任した者がプレゼンテーションを行うことを認めるものとする。
- ・パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合、申請者がパソコン等の機器を持参すること。

※プロジェクター（HDMI ケーブル含む。）及びスクリーンは甲府市で準備する。

※インターネットへの接続が必要な場合は、申請者がインターネット環境を用意すること。

(イ) ヒアリング（35分程度）

- ・質疑への応答は、簡潔明瞭に行うこと。
- ・質疑への応答は、本申請に関する責任者以外の出席者も行うことができるものとする。

オ 議事録の提出

申請者は、プレゼンテーションにおける発言内容及びヒアリングにおける質疑応答が実施義務を伴うことに留意し、その内容を記録した詳細な議事録を10月20日（月）正午までに子ども応援課に電子メールにより提出し、甲府市の承認を得ること。

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp

(5) 選定結果

二次審査を受けた者に対して、10月末日までに文書により選定結果を通知する。

(6) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者の候補者に選定した者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者の次点者を新たに選定するものとする。

21 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 「14 (2) 申請資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
- イ 申請書類の内容に虚偽又は不正があることが判明したとき。
- ウ 選定に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- エ 社会的信用を損なう行為等により指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。
- オ 複数の申請書を提出したとき。
- カ 二次審査に正当な理由なしに参加しなかったとき。
- キ 甲府市が示す指定管理料の上限額を超える指定管理料の提案を行ったとき。
- ク 選定委員会の委員への接触の事実が認められたとき。

22 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

甲府市は、指定管理者の指定に関する甲府市議会の議決(令和7年12月議会予定)を経て、指定管理者を指定する。

(2) 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が指定管理業務を開始する前において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消すものとする。

- ア 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- イ 資金事情の悪化あるいは管理運営体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確実にないと甲府市が判断した場合
- ウ 「21 失格」の各項目のいずれかに該当することが判明した場合

23 辞退

指定管理者指定申請書の提出後に辞退する場合は、「辞退届(様式C)」により届け出ること。なお、辞退した場合も申請書類は返却しない。

24 協定の締結

(1) 協定の締結

指定の議決後に、指定管理業務に関する細目的事項、甲府市が支払う指定管理料等について、甲府市と指定管理者は協議のうえ、協定を締結する。

締結する協定は、指定期間を通じた包括的な屋内遊び場の管理運営に関する基本的事項を規

定する基本協定書と、年度ごとの指定管理業務や指定管理料に関する事項その他基本協定書において定めのない事項を規定する年度協定書とする。

(2) 基本協定で定める主な事項（予定）

- ア 指定期間に関する事項
- イ 指定管理業務の範囲に関する事項
- ウ 指定管理業務の第三者への委託に関する事項
- エ 財産及び備品の管理
- オ 利用料金に関する事項
- カ 業務計画に関する事項
- キ 事業報告に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 個人情報保護に関する事項
- コ 情報公開に関する事項
- サ 原状回復義務に関する事項
- シ 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- ス 利用者満足度調査等の実施に関する事項
- セ 協定の改定に関する事項
- ソ その他市長が必要と認める事項

(3) 年度協定で定める主な事項（予定）

- ア 年度協定の期間に関する事項
- イ 甲府市が支払う管理費用に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

25 その他

- (1) 単独又は共同企業体に関わらず、申請は1団体につき1件とし、複数の申請はできない。
- (2) 申請及び審査に際して申請者に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (3) 甲府市が一旦受理した申請書類については、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできないものとする。
- (4) 甲府市に提出された申請書類は返却しない。
- (5) 申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付する。
- (6) 申請書類は、個人情報等を除き、甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号）の規定に基づき開示する場合がある。
- (7) 甲府市が提示する設計図書等の著作権は甲府市に帰属し、申請者の提出する申請書類の著作権は申請者に帰属する。
- (8) 申請書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとする。

26 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

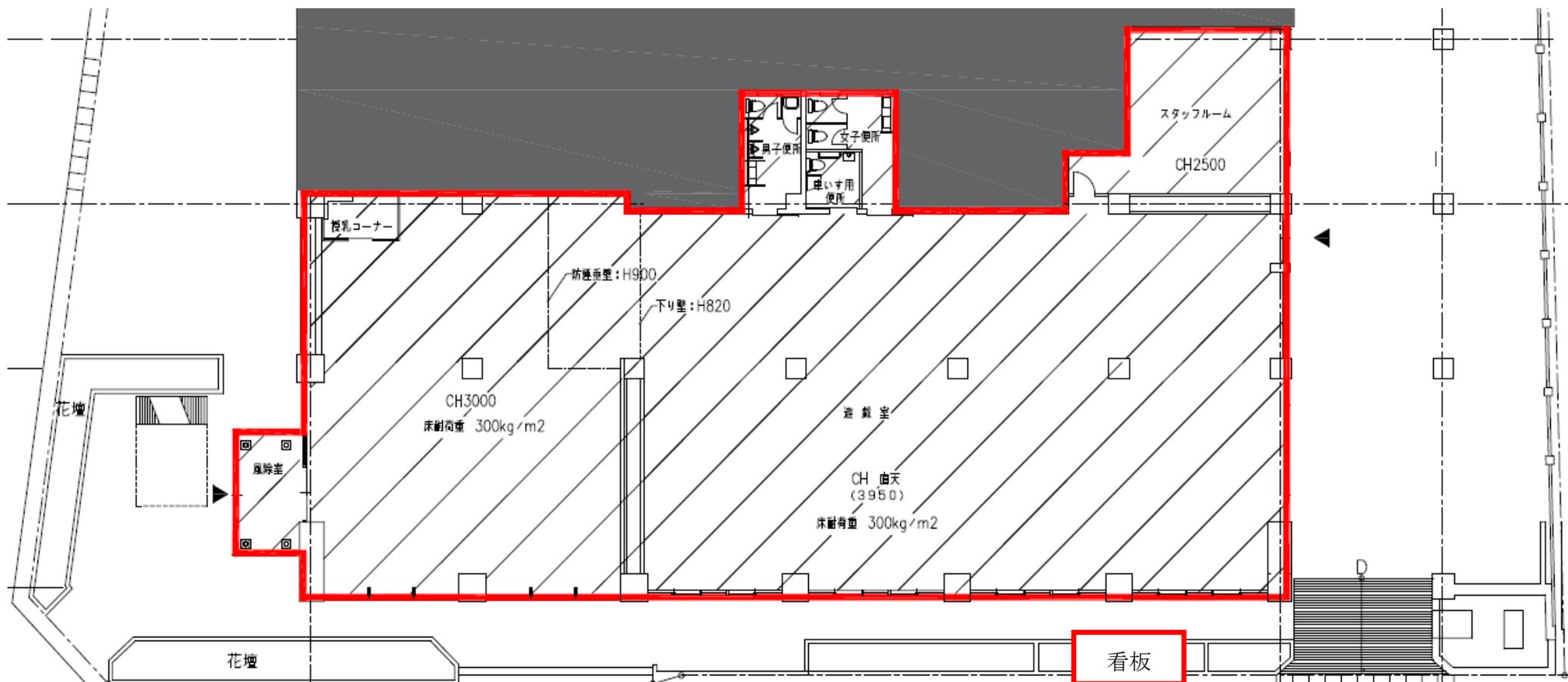
TEL 055-231-5538

FAX 055-221-3012

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp

指定管理者が行う管理の範囲

下図：東京電力PG 1階の一部



甲府市子ども屋内運動遊び場パース図

